

## 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正に向けたパブリックコメントの実施について

### 1 一部改正の経緯

介護保険事業の人員、設備及び運営基準は、国の基準（厚生労働省令）を踏まえ、都道府県・市町村が条例で定めておりますが、平成28年3月31日に省令が一部改正されたため、本市の関係条例の一部改正が必要となるものです。

### 2 省令（国）と条例（市）の関係

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参酌しなければならない基準

### 3 本市における条例改正の考え方

介護保険制度では、介護サービスの提供を多様な実施主体が担うことによって、利用者のニーズに応じたサービスの確保及びサービスの質の向上を図ることとしています。この制度の趣旨を踏まえて、過剰な義務付け等の追加は基本的に行わず、必要最低限のルールを定めた厚生労働省令の改正を踏襲することを基本方針としています。

### 4 改正する条例の基となる厚生労働省令

- (1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）

### 5 改正する介護保険法に基づく基準等の条例

- (1) 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第82号）
- (2) 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年条例第84号）

### 6 改正内容

従来から、「(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所」の看護職員は、同一の敷地内にある「通所介護事業所」等の居宅サービス事業所の職務に従事することができるとされており、その事業所等に「地域密着型通所介護事業所（※）」を加えます。

※ 「地域密着型通所介護事業所」とは、通所介護事業所のうち利用定員が18人以下の小規模なものをいい、平成28年4月から地域密着型サービスに位置付けられました。

なお、今回の改正は、2の表の「従うべき基準」に該当することから、省令と同様の改正を行います。

### 7 スケジュール等

パブリックコメント：平成28年4月20日（水）～平成28年5月1日（日）  
 条例改正時期：公布の日

## 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正について

厚生労働省において平成28年4月1日に施行された、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部省令改正に伴い、本市条例の一部改正に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを実施します。

～市民の皆様から意見を募集します～

### 1 条例改正時期

公布の日（省令の基準は施行済みであるため速やかに施行します。）

### 2 募集期間<予定>

平成28年4月20日（水）から平成28年5月1日（日）まで

※指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布が平成28年4月1日であることから、川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等を改正することが急務であるため、意見募集期間が30日未満となりました。

### 3 資料

川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正の概要

### 4 意見提出方法

御意見は、電子メール、FAX、郵送、持参、のいずれかでお寄せください。

#### (1) 電子メール（専用フォーム）

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。

#### (2) FAX（書式自由）

FAX番号 044-200-3926（川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課）

#### (3) 郵送・持込み（書式自由）

郵送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

持込み 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※電話や来庁による口頭での御意見は、お受けできませんので御了承ください。

※御意見に対する個別対応は致しませんが、本市の考え方を整理した結果をホームページで公表します。

### 5 資料の閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

### 6 意見の締め切り

平成28年5月1日（日）（郵送の場合は、当日必着です。）

※直接お持ちいただく場合には、5月1日（日）の17時15分までとします。

### 7 問い合わせ先

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 電話：044-200-2469 FAX：044-200-3926